

新潟市債券運用指針

- 1 この指針は、新潟市公金の管理及び運用に関する基準に定めがあるもののほか、債券による運用について必要な事項を定めるものとする。
- 2 運用債券は、元本の償還及び利息の支払いが確実な国債、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債（購入時の格付けが地方債もしくは地方公共団体金融機構債とどうとうであること。）とし、銘柄を分散して保有する。
- 3 運用は、毎年度、一定額を投資するラダー方式を基本とする。
- 4 購入した債券は、満期償還期限までの保有を原則とする。ただし、資金の流動性を確保するためにやむを得ない場合又は効率性を確実に向上させるために商品の入替を行う場合は、中途売却を行うことができる。
- 5 取得する債券は、額面金額以下の価格で取得できる債券（以下「パー又はアンダーパー債券」という。）とする。ただし、パー又はアンダーパー債券の購入が困難な場合は、満期償還年度までの受取利息総額が、額面金額と取得価格の差額を上回る債券に限り取得できるものとする。
- 6 債券による1年未満の運用については、第2項に掲げるもののほか、売戻し条件付売買取引により行うことができる。
- 7 債券を購入した場合は、別記様式により債券ごとに記録し管理を行う。

[別記様式]

債 券 管 理（運 用）簿

運用年度・預金振替番号					
銘柄名					
取得日		年 月 日			
取得価格（100 円あたり）		円			
表面利率		%			
元金償還日		年 月 日			
利息支払日		月 日 / 月 日			
年間利息額		円			
利回り		%			
約定額面（額面金額）		円			
販売価格（100 円あたり）		円			
利含価格（100 円あたり）		円			
購入金額（元金）		円			
償還損益		円			
利息等受取額（利息の支払場所： ）					
	年度	利払日	利息 額	償還益	元金
	年度				

附 則

この指針は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。